

中小事業者の皆さま 計画的な省エネ型設備への更新・再エネ設備の導入 に対して補助します！（1次公募）

大阪府気候変動の推進に関する条例に基づく対策計画書の届出制度において、対策計画書を任意で提出してもらうことで、中小事業者の自律的・計画的な脱炭素経営への転換を促す規定を新たに設けました。

このたび、任意で届出された対策計画書に基づく省エネ型設備への更新や再エネ設備の導入（設備更新等）に対して支援する補助金の公募を開始します。

○補助対象事業

対策計画書に位置付けた設備更新等の取組みであり、かつ設備更新等の前後において、次要件のうちいずれかを満たす事業

- (1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を **1%以上** 削減する事業
- (2) 事業所全体の二酸化炭素排出量を年間 **1 t-CO₂以上** 削減する事業

○補助対象要件

次の全てを満たす中小事業者（詳細は裏面参照）

- (1) 大阪府内の工場・事業場に係る **対策計画書の届出** を行い、この計画書に基づき設備更新等を行う者
- (2) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき **脱炭素経営宣言** を行った者

※府内の事業所全体で使用する年間エネルギー量が原油換算で **1,500kL** を超える中小事業者（特定事業者）、みなし大企業は除きます。

※リース、オンサイト P P A モデルも申請できます。

○補助対象設備

- ・省エネ設備 ユーティリティ設備（空調など）
生産設備（工作機械、印刷機など）
- ・再エネ設備 太陽光パネル（定置用蓄電池含む）



高効率空調

コンプレッサー



太陽光パネル・蓄電池

○補助金額

- ・省エネ設備 設備費の3分の1
 - ・再エネ設備 太陽光パネル 2万円/kW
定置用蓄電池 設備費の3分の1
- （補助上限額は1申請あたり300万円）



大阪府行政オンラインシステム
（制度・提出書類なども記載）

○応募方法

令和5年4月10日（月）から6月30日（金）までに申請書類を大阪府行政オンラインシステムにてご提出ください。（先着順）

上記補助金の相談窓口を開設しています。 **おおさかスマートエネルギーセンター** まで



おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。

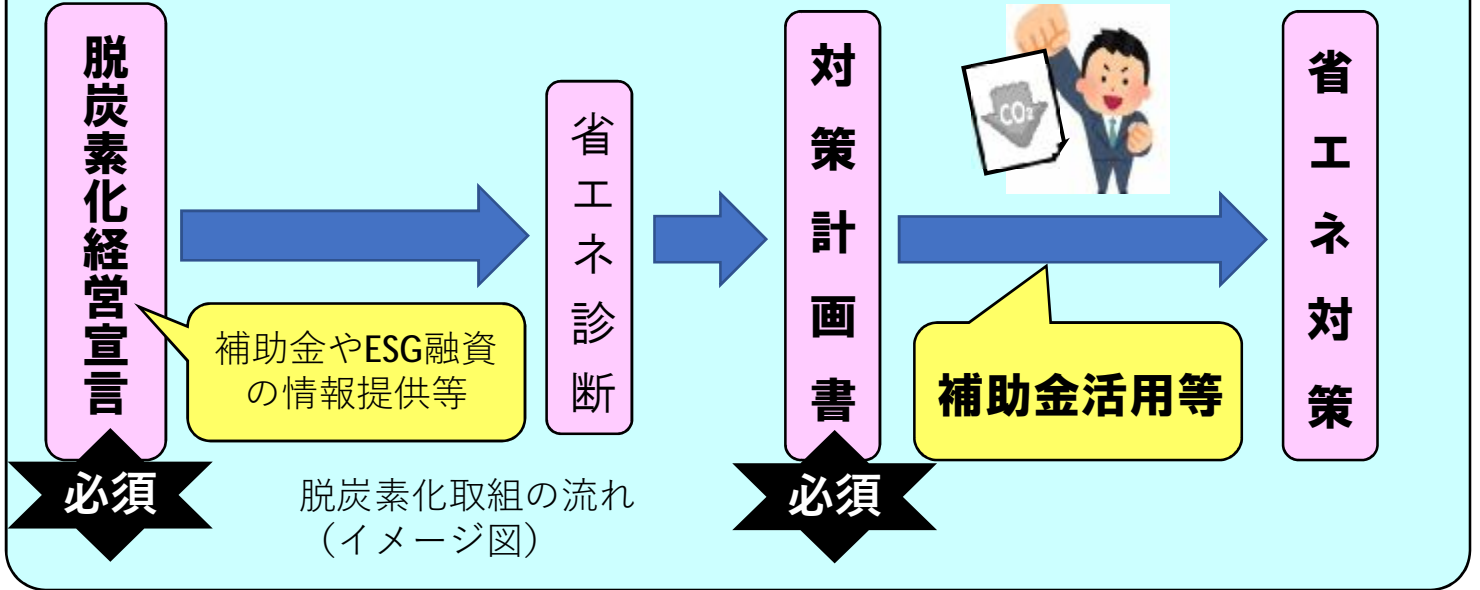
大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内
TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259
<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマート

検索



中小事業者の皆さま、段階的に脱炭素化に取り組みましょう！



脱炭素経営宣言登録制度

脱炭素経営を宣言した事業者に対して、府が**登録証を発行**するとともに、府の**HP等により広くPR**することなどにより、事業者の脱炭素経営のお手伝いをします。



詳細はこちらから

対策計画書の任意届出制度

中小事業者の意欲向上を図り、効果的な削減対策を促進するため、**特定事業者以外の中小事業者も任意の届出**していただけるよう、府条例を改正しました。



詳細はこちらから

省エネ広報動画

省エネの専門家が中小事業者を訪問し、省エネ診断をしながら、省エネ対策やその効果などを紹介しています。



省エネ診断

脱炭素化にどのように取り組めばいいのかわからない中小事業者の皆さま、脱炭素化の第一歩として、省エネ診断を受けてみませんか？国が診断費用の9割補助しますので、1割負担で受診できます。



府HPで案内中



申込受付中
省エネルギー診断



4/18から受付開始
省エネ適正化診断